

児童館に係る法令等の規定内容（目的・機能）

児童福祉法
（昭和22年法律
第164号）

（児童厚生施設）

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第六章 児童厚生施設

（設備の基準）

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項）

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

児童福祉施設
の設備及び運
営に関する基
準

（昭和23年厚生
省令第63号）

児童館の種別及び職員配置基準等について

	小型児童館	児童センター		大型児童館	
			大型児童センター	A 型	B 型
機能特徴	児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする。地域組織活動を促進する。	左記＋体力増進指導機能or年長児童育成機能	左記＋特に年長児童の活動に配慮	児童センターの機能＋県内児童館の指導及び連絡調整等の中核機能	小型児童館の機能＋自然の中で宿泊や野外活動が行える機能
対象児童	0～18歳未満のすべての児童 ※ 小地域の児童が対象（特に低学年や留守家庭児童）	0～18歳未満のすべての児童 ※ 運動に欠ける幼児・低学年を優先	0～18歳未満のすべての児童 ※ 特に年長児童を優先	0～18歳未満のすべての児童 ※ 広域の児童が対象	0～18歳未満のすべての児童 ※ 広域の児童が対象、引率者にも配慮
設置	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	都道府県	
運営				都道府県 ※ 社団・財団法人、社会福祉法人、株式会社等に委託できる	都道府県、市区町村、 社団・財団法人、社会福祉法人等
職員配置基準	2人以上の児童厚生員を置くほか、必要に応じ、その他の職員を配置	左記※ ※ その他の職員を配置する場合は、体力指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましい		小型児童館、児童センターの職員のほか、必要に応じ、その他の職員を配置	
設備	建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。	左記※ ※ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。 ※ 年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備	左記のほか、必要に応じ、スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。	児童センターの設備のほか、必要に応じ、研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。	小型児童館の設備等※ ※ 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。 ※ キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。 ※ 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上